

令和3年度綾瀬市通学路交通安全プログラム(合同点検実施結果対応一覧)

学校名	場所	要望事項	具体的な内容	点検結果（市と大和警察署の対応）
綾北小	寺尾本町3-1付近	横断歩道手前に信号機を設置してほしい	この交差点は狭い道であるが、抜け道として使用する人が多く、特に朝は交通量が多い。また綾瀬スマートインターが開通し、交通量が増加することが予想される。道路がカーブしていることと、信号がないので速度を出して走る車もあり、ぜひ信号機を設置してほしい。	<p>【道路管理課】 令和2年度に横断歩道前に交通安全施設（ポストフレックス）の設置や、舗装工事に関連して区画線の塗り替えを行いました。</p> <p>【市民活動推進課】 大和警察署より、車両の通行量や歩行者の利用状況を勘察したところ、設置は難しい旨の見解が示されており、市としては当該交差点に侵入する車両に対しての注意喚起の看板を設置しております。</p>
綾南小	上土棚中5-3付近	信号機の設置	綾南トンネルが開通し、道幅も広い交差点である。交通量が増え、トラック等も行き来するようになったため、安全に横断できるようにしてほしい。	<p>【市民活動推進課】 大和警察署より、当該交差点より南側の道路整備が完了しない段階での設置は難しい旨の見解が示されており、市としては当該交差点を利用する歩行者に対して車両への注意を促すために路面シールを設置いたしました。</p>
	上土棚中4-10付近	横断歩道もしくは徐行の新規塗装	見通しが悪く、車のスピードも速いため、大変危険である。横断歩道もしくは「最徐行」等の新規塗装をお願いしたい。	<p>【道路管理課】 既存センターラインや路側線（区画線）の塗り直しや速度抑制対策のための区画線の設置を行います。</p> <p>【市民活動推進課】 大和警察署より、当該路線は見通しが良好とは言えず、仮に横断歩道を設置したとしても、横断歩道に気付かない車両が横断中の歩行者に接触する危険性が高いので設置は難しい旨の見解が示されており、市としては当該路を走行する車両に注意を促すための啓発看板の設置を検討しております。</p>

令和3年度綾瀬市通学路交通安全プログラム(合同点検実施結果対応一覧)

学校名	場所	要望事項	具体的な内容	点検結果（市と大和警察署の対応）
天台小	寺尾台1-3 付近	「カーブミラー」の設置	天台小入口交差点から侵入してくる車から、児童の姿が見えない。校門角にカーブミラーを設置してほしい。	【道路管理課】 道路反射鏡の設置を行いました。  【市民活動推進課】 天台小入口交差点から侵入してくる車への注意を促すために啓発看板を設置し、公道に出る児童に対しても、車両への注意を促すために路面シールを設置いたしました。
北の台小	大上9-14 付近	横断歩道への信号機の設置	見通しの悪い変則交差点である。学校の正門前なので通学する児童の数も多い。朝・夕方の交通量も年々増加し、車の速度も速い。児童の登下校の際には、校務作業員等が横断旗を使って車を止め、児童を横断させている。大人の見守りがないと、非常に危険な状態である。近隣の住民や保護者、自治会、見守り隊等からも、児童の安全の確保について強い要望が上がっている。 昨年度の合同点検では、「不適」とのことであつたが、交通量が設置基準に満たないということであれば、押しボタン式信号機の設置を要望する。	【道路管理課】 令和2年度に交差点表示や路側線（区画線）の塗り直し及び、交通安全施設（車止めポール）の追加設置を行いました。  【市民活動推進課】 大和警察署より、押しボタン式信号機の設置基準についても通常の信号機の設置基準と差はなく、車から横断待機者の見通しは良好であることから、押しボタン式信号機の設置は難しい旨の見解が示されました。
土棚小	上土棚南5-1	横断歩道、児童多しの看板の設置	綾南方面への抜け道となっている。常に車が行きかう。登下校の通学時間帯においても、車の通行が多いため、安全に道路を横断できるようにしてほしい。	【道路管理課】 交差点隅切り部分に、交通安全施設（ポストフレックス）の設置を行いました。  【市民活動推進課】 大和警察署より、車両の通行量や歩行者の利用状況を勘案したところ、設置は難しい旨の見解が示されており、市としては当該交差点に北東側から侵入する車両に対しての注意喚起の看板を設置いたしました。

令和3年度綾瀬市通学路交通安全プログラム(合同点検実施結果対応一覧)

学校名	場所	要望事項	具体的な内容	点検結果（市と大和警察署の対応）
寺尾小	寺尾釜田3丁目付近	横断歩道の設置	車の往来が激しい場所で、横断歩道がなく、児童の登下校の際危険であるため、運転手からわかるように横断歩道の設置を要望します。	【市民活動推進課】 大和警察署より、当該交差点は下り勾配であることや、南東に横断歩道及び信号機が整備されている交差点があることから、設置は難しく、道路を横断する際には南東の歩行者用信号機で横断するように、教育現場からの指導もお願いした旨の見解が示されました。
	深谷上2-3付近	横断歩道の設置	光綾公園からの車の往来が激しい場所で、横断歩道がなく、危険であるため、横断歩道の設置を要望します。	【市民活動推進課】 大和警察署より、車両の通行量や歩行者の利用状況を勘察したところ、設置は難しい旨の見解が示されており、市としては、当該丁字路を「市民スポーツセンター入口」交差点方向から左折で侵入し、抜け道として通り抜けることへの自粛を呼びかける旨の啓発看板を設置いたしました。
城山中	早川2738付近	信号機の設置	東名綾瀬インターの開通により、交通量が増えている。また、大型トラックや加速する車が多く危険なため、信号機を設置してほしい。	【道路管理課】 センターラインや路側線（区画線）の塗り直し及び交差点鏡の設置を行いました。  【市民活動推進課】 大和警察署より、当該交差点の交通量の多さや危険性は把握しており、大和署管内でも優先して対応していくべき交差点の一つであるとの認識は有しているものの、県下での年間の信号機の設置台数を鑑みると、直ちに信号機の新設が実現するものではない旨の見解が示されました。市としては当該交差点に侵入する車両に対して、優先道路に対しては、危険な交差点があることへの注意喚起を、一時停止規制のある従道路に対しては一時停止規制の遵守を呼びかける注意喚起の看板を設置いたしました。